

2015 年 7 月 吉日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

日本てんかん学会
理事長 大澤真木



抗てんかん薬エトトイン、アセチルフェネトライド製剤の薬価基準に関する要望

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、てんかん治療においては、抗てんかん薬による薬物治療が極めて重要な治療手段であります。近年新規抗てんかん薬としてガバペンチン、トピラマート、ラモトリギン、レベチラセタム、ルフィナミドを承認していただき、てんかん診療の向上につながったこと大変感謝申し上げます。

一方、抗てんかん薬であるエトトイン、アセチルフェネトライド製剤はそれぞれ 1960 年、1962 年に発売された古い薬剤ですが、現在においてもてんかん治療の基礎薬として必要不可欠であることに変わりはなく、本剤がなくては発作を抑制できない患者さんが多数存在します。また、この 1 年間にそれぞれ 116、375 の医療機関への納入実績があります。しかし、エトトイン、アセチルフェネトライド製剤を製造・販売している企業におきましては、製造コストを吸収できず困難な状況が続いています。このままでは安定供給に支障をきたすことが心配されます。

日本てんかん学会はこのことを極めて重要な問題として受け止めております。万一、エトトイン、アセチルフェネトライド製剤の安定供給が阻害されるようなことになれば、直ちに多くの患者さんに重大な影響が及ぶことは明らかでありますので、学会として看過できない問題であると認識しています。

大臣におかれましては、このような事情をご賢察のうえ、エトトイン、アセチルフェネトライド製剤の安定供給が維持されるよう特別のご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

何卒、よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白